

平成31年度予算

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費

消費税率が5%から8%へと引上げられたことに伴い、引上げ分の地方消費税収（市町村においては地方消費税交付金）は、「社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」と地方税法に明記され、すべて社会保障財源化されることとなっています。

黒滝村における引上げ分の地方消費税交付金額及び社会保障施策に要する経費は下記のとおりです。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 4,580 千円

（歳出）

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 116,856 千円

（単位：千円）

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	そ の 他	
社会福祉	障害者福祉事業	21,235	14,614	0	0	402	6,219
	高齢者福祉事業	13,854	162	0	2,698	668	10,326
	児童福祉事業	6,217	4,288	300	10	98	1,521
	小計	41,306	19,064	300	2,708	1,168	18,066
社会保険	国民健康保険事業	8,568	0	0	0	521	8,047
	後期高齢者医療事業	7,976	0	0	0	485	7,491
	介護保険事業	27,252	0	0	0	1,657	25,595
	小計	43,796	0	0	0	2,663	41,133
保健衛生	保健事業	28,470	3	3,300	13,823	690	10,654
	予防事業	1,436	835	0	23	35	543
	健康増進事業	1,848	470	0	987	24	367
	小計	31,754	1,308	3,300	14,833	749	11,564
合計	116,856	20,372	3,600	17,541	4,580	70,763	

※ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。